



4. むすびにかえて

※※※※, モチベーションの低下, CSR の観点からの社会的評価の低下など, 将来的な利益逸失又はコスト負担を考慮すれば当然であろう.

注は原則として本文の最後にまとめます. 本文中の当該箇所右肩に 1), 2) などと通し番号を付して, 本文の最後にまとめて番号を付して記述してください.

注

- (1) 東京地判平成 14 年 2 月 26 日 労判 825 号 50 頁.
- (2) 東京地判平成 16 年 12 月 16 日 判時 1888 号 3 頁.
- (3)

章・節などの表示形式, 注番号の表示形式, 参考文献の表記及び本文での引用形式は, 原則として 2017 年 6 月 7 日付 『社会安全学研究』表記ルール』を使用してください.

参考文献

- [1] 山口厚(1986). 企業秘密の保護 ジュリスト 852 号 pp. 48-51.

(原稿受付日 : 20〇年〇月〇日)

(掲載決定日 : 20〇年〇月〇日)